

JIS

最終段階で滅菌される医療機器の包装— 第 1 部：材料，無菌バリアシステム及び 包装システムに関する要求事項

JIS T 0841-1 : 2019
(ISO 11607-1 : 2006, Amd.1 : 2014)

(JSMI)

平成 31 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 医療機器技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
(委員)	青 木 春 美	日本歯科大学
	池 田 潔	公益財団法人医療機器センター
	植 松 美 幸	国立医薬品食品衛生研究所
	岡 田 浩 一	日本歯科材料工業協同組合
	奥 野 欣 伸	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会
	小 室 久 明	一般社団法人電子情報技術産業協会
	早乙女 滋	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	佐久間 一 郎	東京大学
	塩 沢 真 穂	東京医科歯科大学
	瀬 戸 則 夫	日本歯科器械工業協同組合
	尾 頭 希代子	昭和大学
	松 岡 厚 子	国立医薬品食品衛生研究所

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：平成 21.8.25 改正：平成 31.3.1

官 報 公 示：平成 31.3.1

原 案 作 成 者：一般社団法人日本医療機器学会

(〒113-0033 東京都文京区本郷 3-39-15 医科器械会館 TEL 03-3813-1062)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：医療機器技術専門委員会 (委員長 村垣 善浩)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	5
4.1 一般	5
4.2 品質システム	5
4.3 サンプリング	5
4.4 試験方法	5
4.5 文書化	6
5 材料及び成形前無菌バリアシステム	6
5.1 一般要求事項	6
5.2 微生物バリア特性	8
5.3 滅菌プロセスとの適合性	9
5.4 ラベル表示システムとの適合性	9
5.5 保管及び輸送	10
6 包装システムの設計及び開発に関する要求事項	10
6.1 一般	10
6.2 設計	10
6.3 包装システム性能試験	11
6.4 安定性試験	11
7 情報提供	12
附属書 A (参考) 医療用包装に関する指針	13
附属書 B (参考) 要求事項への適合を実証するために使用できる標準試験方法及び手順	16
附属書 C (規定) 非透気性材料の透気抵抗の試験方法	32
参考文献	33
解 説	37

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本医療機器学会 (JSMI) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 0841-1:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS T 0841 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS T 0841-1 第 1 部：材料、無菌バリアシステム及び包装システムに関する要求事項

JIS T 0841-2 第 2 部：成形、シール及び組立プロセスのバリデーション

最終段階で滅菌される医療機器の包装— 第1部：材料、無菌バリアシステム及び包装 システムに関する要求事項

Packaging for terminally sterilized medical devices—Part 1: Requirements for materials, sterile barrier systems and packaging systems

序文

この規格は、2006年に第1版として発行された **ISO 11607-1** 及び Amendment 1 (2014) を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。無菌バリアシステムについては、**附属書 A** に示す。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、最終段階で滅菌される医療機器の無菌性を使用時点まで維持できるように意図した材料、成形前無菌バリアシステム、無菌バリアシステム及び包装システムについて規定する。

この規格は、製造業 (例えば、包装材料製造業)、ヘルスケア施設及び医療機器を無菌バリアシステムの中に置いて滅菌するあらゆるところに適用できる。

この規格は、無菌的に製造する医療機器の無菌バリアシステム及び包装システムについての全ての要求事項を対象とはしていない。医薬品と医療機器との組合せには、追加要求事項が必要なこともある。

この規格は、製造段階の管理のための品質保証システムについては規定しない。また、この規格は、汚染された医療機器を再処理場又は廃棄処分場へ運搬するときに使用する包装材料及び/又は包装システムには適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 11607-1:2006, Packaging for terminally sterilized medical devices—Part 1: Requirements for materials, sterile barrier systems and packaging systems 及び Amendment 1:2014 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS P 8117 紙及び板紙—透気度及び透気抵抗度試験方法 (中間領域) —ガーレー法

注記 対応国際規格：**ISO 5636-5**, Paper and board—Determination of air permeance (medium range)—